

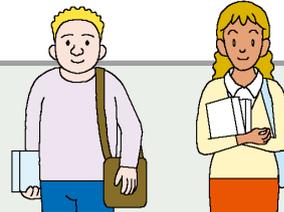
# にほん す ひつよう 日本に住むために必要なこと

だい しょう  
第1章についてわからないときは、**にゅうかん**  
入管

(Regional Immigration Services Bureau

ち ほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく しつもん  
地方出入国在留管理局) に質問してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



がいこくじんざいりゅうそうごう  
外国人在留総合インフォメーションセンター

(げつ ぎん 8:30~17:15)  
(月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、がいこく外国から)



ち ほう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく  
● 地方出入国在留管理局

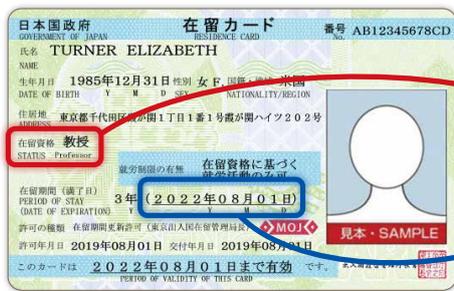
さつぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 札幌出入国在留管理局	TEL 0570-003259 TEL 011-261-7502 (IP、 <small>がいこく</small> 外国から)
せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 仙台出入国在留管理局	TEL 022-256-6076
とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 東京出入国在留管理局	TEL 0570-034259 TEL 03-5796-7234 (IP、 <small>がいこく</small> 外国から)
よこはましきよく 横浜支局	TEL 0570-045259 TEL 045-769-1729 (IP、 <small>がいこく</small> 外国から)
なごや しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 名古屋出入国在留管理局	TEL 0570-052259 TEL 052-217-8944 (IP、 <small>がいこく</small> 外国から)
おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 大阪出入国在留管理局	TEL 0570-064259 TEL 06-4703-2050 (IP、 <small>がいこく</small> 外国から)
こうべしきよく 神戸支局	TEL 078-391-6377
ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 広島出入国在留管理局	TEL 082-221-4411
たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 高松出入国在留管理局	TEL 087-822-5852
ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 福岡出入国在留管理局	TEL 092-717-5420
な ば しきよく 那覇支局	TEL 098-832-4185

# 1 ざいりゅう 在留カードについて

## 1-1 ざいりゅう か 在留カードに書いてあること

『**在留カード**』は、3か月より長く日本に住む外国人が入管 (Regional Immigration Services Bureau 地方出入国在留管理局) からもらうIDカードです。とても**大事なカード**です。

- **在留カード**には、名前や国籍や住所などが書いてあります。
- **16歳以上**の人はいつも**持**っていてください。入管や警察の人が「**見**せてください」と言ったら、**見**せなければなりません。
- **身分証明書** (IDカード) ですので、入管や住んでいるまちの役所 (市役所、区役所、町役場、村役場) などに書類を出すときに必要です。



**在留資格** : にほん き もくてき 日本に来た目的

**在留期限** : にほん さいご ひ 最後の日 (『在留期間の満了日』)

- ✗ **在留資格** 以外の仕事や活動はできません。
- ✗ **在留期限** を過ぎて日本にいることはできません。

## 1-2 ざいりゅう 在留カードをもらおう



なりたくこう 成田空港、はねだくこう 羽田空港、ちゅうぶくこう 中部空港、かんさいくこう 関西空港、  
しんちとせくこう 新千歳空港、ひろしまくこう 広島空港、ふくおかくこう 福岡空港につ着いた人ひとは？



くこう 空港でもらいます。

す 住む家を決めてから 14 日以内にす 住ん

でいるまちの役所に やくしよ 『転入届』 てんにゅうとどけ → P.19

だ を出します。このときに、ざいりゅう 在留カードに  
あた 新じゅうしよ しい住所か を書いて

もらいます。



ほか 他くこう の空港や港みなと に着いた人ひと は？

じゅうしよ 住所き が決まってから 14 日以内に

す 住んでいるまちの役所に

パスポートをみ 見せて

てんにゅうとどけ 転入届 → P.19 を

だ 出します。



いえ 家とど に届きます。

## ざいりゆう 1-3 在留カードをなくした

なくしたことがわかった日ひから14日かいない以内に、  
いえ ちか 家の近くにある入管にゅうかんに書類しよるいを出して、あたら 新しい在留カードざいりゆうを  
もらいます。



にゅうかん も 入管に持って行く書類しよるいは↓みを見てください。

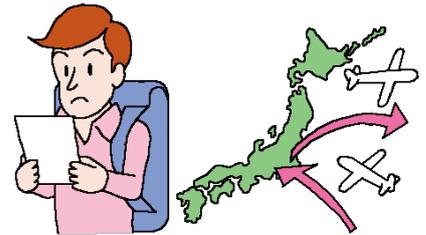
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00010.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html)



## 1-4 日本を出て戻ったときも今の在留カードを使いたい

日本を出て、今の在留カードを使って日本に戻って来たいときは、次のようにしてください。

ねんい ない にほん もど ひと  
1年以内に日本に戻る人は？



- 日本を出る前に入管で『再入国許可』 <一度日本を出た後、また日本に戻ってきてもいいこと。出入国在留管理庁が、日本に戻ってくることを認めます> をもらわなくてもいいです。

- 日本を出るとき、必ず『パスポート』と『在留カード』を見せます。
- 自分の『在留期限』を見て、日本に戻る日を決めます。

『在留期限』が日本を出る日から1年より後の人

→ 日本を出て1年以内に戻ります。

『在留期限』が日本を出る日から1年以内の人

→ 『在留期限』の日までに戻ります。

- この日までに戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。



ねんす にほん もど ひと 1年過ぎてから日本に戻る人は？

- にほん で まえ にゅうかん しよるい だ 日本を出る前に入管に書類を出して、さいにゅうこくきよか 再入国許可をもらいます。

↓ み を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>



- さいにゅうこくきよか か ひ もど 再入国許可に書いてある日までに戻ります。  
もど ひと にほん はい 戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。

## 1-5 う あか ざいりゅう 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

にほん あか 日本で赤ちゃんが生まれて、

- あか こくせき にほん 赤ちゃんの国籍が日本ではない
- う にち なが にほん 生まれてから60日より長く日本にいる

ときは、いえ ちか にゅうかん しよるい だ あか 家の近くの入管に書類を出して赤ちゃんの  
ざいりゅう 在留カードをもらいます。



- 1 あか う 赤ちゃんが生まれてから14日以内に、やくしょ 住んでいるまちの役所に

『しゅっしょうとどけ 出生届』 <=あか 赤ちゃんが生まれたときにまちの役所に出す紙> **➡P.52** だ を出しま

しゅっしょうとどけ しよきさい じこうしょうめいしよ ず。『出生届出書記載事項証明書』と、『住民票の写し』か『住民票  
きさい じこうしょうめいしよ 記載事項証明書』をもらいます。

- 2 う 生まれてから30日以内に、やくしょ 役所でもらった書類を持って、にゅうかん 入管  
い に行きます。

# 1 日本に住むために必要なこと

## 入管に持って行く物は？

- 出生届出書記載事項証明書
- 『住民票の写し』か『住民票記載事項証明書』
- 赤ちゃんのパスポート（なかったら要らない）
- 『在留資格取得許可申請書』 < = 日本で生まれた外国人の  
赤ちゃんが在留カードをもらうために出す紙> ↓ を見てください。  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004120.pdf>
- 他にも必要な書類があります。詳しくは ↓ を見て  
ください。  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/  
16-10.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html)



## 1-6 在留カードを返す

日本を出て戻らない人や亡くなった人などの在留カードは、入管に返します。

日本を出てもう日本に戻る予定がないとき

- 日本を出るとき、空港や港で返します。



家族と一緒に住んでいる人が亡くなったとき など

次のどちらかのやり方で、14日以内に返します。

- 家の近くの入管で返します。
- 手紙で書類と一緒に送ります。

↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00020.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00020.html)



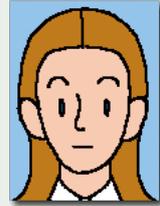
## 2 在留カードに書いてあることを変える

### 2-1 在留期限を長くしたい人

今の在留カードに書いてある在留期限より長く日本にいたい人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

入管に持っていく物は？

- パスポート
- 在留カード



- 16歳以上の方は、最近6か月に撮った自分の顔の写真1枚（4 cm × 3 cm）

- 『在留期間更新許可申請書』 < = 在留期限を長くしたいときに出す書類 >

あなたの在留資格のフォームはどれか、

↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3-1.html>



- 他にも必要な書類があります。

あなたの在留資格で必要な書類は何か、

↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>

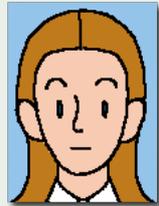


## 2-2 在留資格を変えたい人

学校を卒業したり仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

入管に持っていく物は？

- パスポート
- 在留カード
- 16歳以上の方は、最近6か月に撮った自分の顔の写真1枚（4cm × 3cm）
- 『在留資格変更許可申請書』 <= 在留資格を変えたいときに出す書類 >



あなたがほしい **在留資格** のフォームはどれか、  
↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>



- 他にも必要な書類があります。

あなたがほしい **在留資格** で必要な書類は何か、  
↓ を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>



# 1 日本に住むために必要なこと

つぎの **在留資格** に変えたい人は次のウェブサイトを見てください。

## 『高度専門職』 (Highly Skilled Professional)



高い技術や能力、知識があって、日本で仕事や研究をしたい人

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_3\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)



## 『永住者』 (PERMANENT RESIDENT)



いつまでもずっと日本にいたい人

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>

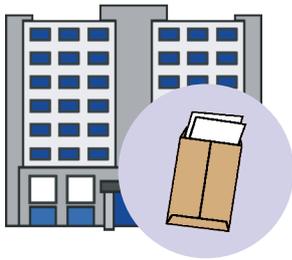


## 2-3 はたら ひと べつ しごと ひと 働きたい人や別の仕事もしたい人

ざいりゅうしかく 在留資格 が りゅうがく 留学 や かぞくたいざい 家族滞在 などの人は仕事できません。

しごと 仕事ができる ざいりゅうしかく 在留資格 の人でも、 ざいりゅうしかく 在留資格 以外の仕事はできません。

どうしてもアルバイトや、別の仕事もしたい人は



にゅうかん 入管に書類を出して、にゅうかん 入管から しょういん 証印シール か しかがいかつどうきよかしよ 資格外活動許可書 <=仕事ができないざいりゅうしかく 在留資格の人が、 しごと 仕事をしたいときにもらうもの>と 『スタンプ』 をもらったら、 そこに書いてあるしごと 仕事と じかん 時間だけ はたら 働くことができます。

しょういん 証印シール か しかがいかつどうきよかしよ 資格外活動許可書



ざいりゅう 在留カードにスタンプをもらいます。

書いてあるしごと 仕事と じかん 時間だけ はたら 働くことができます。



も 持っていく 物のものは？

- パスポート
- ざいりゅう 在留カード
- しごと どんな仕事をするかわかる書類 しよるい
- 『しかくがいかつどうきよかしんせいしよ 資格外活動許可申請書』

くわ 詳しくは  み を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>



## 2-4 <sup>せいかつ</sup> <sup>か</sup> <sup>ひと</sup> 生活が変わった人

<sup>じゅうしょ</sup> <sup>か</sup> <sup>ひと</sup> 住所が変わった人は？



<sup>ひ</sup> <sup>こ</sup> <sup>か</sup> <sup>い</sup> <sup>ない</sup> <sup>あた</sup> <sup>ら</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>やく</sup> <sup>しょ</sup> <sup>てん</sup> <sup>に</sup> <sup>ゆう</sup> <sup>と</sup> <sup>ど</sup> <sup>け</sup> 引っ越しから14日以内に新しい住所の役所で『転入届』<=別の  
<sup>まち</sup> <sup>から</sup> <sup>ひ</sup> <sup>こ</sup> <sup>し</sup> <sup>や</sup> <sup>し</sup> <sup>を</sup> <sup>し</sup> <sup>た</sup> <sup>と</sup> <sup>き</sup> <sup>に</sup> <sup>、</sup> <sup>あ</sup> <sup>た</sup> <sup>ら</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>やく</sup> <sup>しょ</sup> <sup>だ</sup> <sup>か</sup> <sup>み</sup> <sup>ひ</sup> <sup>こ</sup> <sup>に</sup> <sup>ほん</sup> <sup>す</sup> <sup>は</sup> <sup>じ</sup> <sup>め</sup>  
まちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始め  
たときにも出します> → P.19 を出します。

このときに<sup>ざいりゅう</sup> 在留カードに<sup>あた</sup> <sup>ら</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> 新しい住所  
<sup>か</sup> を書いてもらいます。



<sup>な</sup> <sup>ま</sup> <sup>え</sup> <sup>こく</sup> <sup>せき</sup> <sup>か</sup> <sup>ひと</sup> 名前や国籍などが変わった人は？

<sup>か</sup> <sup>ひ</sup> <sup>か</sup> <sup>い</sup> <sup>ない</sup> <sup>にゅう</sup> <sup>かん</sup> <sup>しよ</sup> <sup>る</sup> <sup>い</sup> <sup>だ</sup> 変わった日から14日以内に入管に書類を出して、  
<sup>あ</sup> <sup>た</sup> <sup>ら</sup> <sup>ざい</sup> <sup>りゅう</sup> 新しい在留カードをもらいます。

<sup>ひつ</sup> <sup>よう</sup> <sup>しよ</sup> <sup>る</sup> <sup>い</sup> <sup>だ</sup> <sup>か</sup> <sup>た</sup> <sup>み</sup> 必要な書類や出し方は ↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00009.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00009.html)



1 日本に住むために必要なこと

がっこう かいしゃ なまえ じゅうしょ か ひと がっこう かいしゃ ひと  
学校・会社の名前や住所が変わった人、学校・会社をやめた人  
にほんじん りこん ひと にほんじん おと つま な ひと  
日本人と離婚した人、日本人の夫や妻が亡くなった人 など

か ひ か い ない に ゆう かん し  
変わった日から 14 日以内に入管に知らせます。

ひつよう しょうい だ かた み  
必要な書類や出し方は ↓ を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/  
procedures/shozokunikansuru\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html)



3

なんみん 難民の地位を認定してもらいたい人 ち い にんてい ひと

にほん 日本で『難民の地位 (Refugee Status)』を認定してもらいたい人 なんみん ち い にんてい ひと  
は、↓みを見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nanmin\\_tetuduki.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nanmin_tetuduki.html)



<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-6.html>



## 4 日本を出ていかなければならない人

法律を守らなかった人は、日本を出なければなりません。

例えば、次の人は、入管が調べて日本にいてはいけないと決まったら、日本を出なければなりません。

- **在留期限** を1日でも過ぎた人（オーバーステイ）
- 2-3の『**証印シール**』か『**資格外活動許可書**』と『**スタンプ**』をもらわないで、**在留資格**以外の仕事をした人
- 悪いことをして国から罰を受けた人



日本を出たら、5年か10年は日本に入ることができません。

悪いことをして国から罰を受けて日本を出た人は、もう日本に入ることができません。

# 1 日本に住むために必要なこと

オーバーステイだけの人は、次の全部の場合、すぐに日本を出ることができます。そして、1年過ぎたら日本に入ることができます。

- 自分から入管に行って「日本から出る」と言った人
- オーバーステイの他に悪いことをしていない人
- 日本をすぐに出ることができる人
- 今までに入管に捕まって日本を出たことがない人

